

発議案第4号

北上市議会基本条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年9月28日提出

提出者 北上市議会議員 鈴木 健二郎

賛成者 北上市議会議員 藤 本 金 樹

同 梅 木 忍

同 星 敦 子

同 小 原 敏 道

同 高 橋 孝 二

提案理由

議会改革推進会議における検証結果に基づき、災害時の対応や見直しの規定の追加など、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会基本条例の一部を改正する条例

北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第1章～第7章　〔略〕 第8章　議会及び議会事務局の体制整備（第15条― <u>第20条</u> ） 附則 （議員の役割と活動原則） 第4条　〔略〕 2　前項に定める役割を担うため、議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）　〔略〕 <u>（2）　把握した市民の意見をもとに、議員相互の自由な討議を推進し、市政の課題に対する論点及び争点を明らかにすること。</u> <u>（3）</u> 〔略〕 （議会報告会） 第8条　議会は、市政の課題に対処するため、議員と市民が自由に <u>情報、意見を交換する議会報告会</u> を開催するものとする。 （議員間の討議） 第10条　〔略〕	目次 前文 第1章～第7章　〔略〕 第8章　議会及び議会事務局の体制整備（第15条― <u>第22条</u> ） 附則 （議員の役割と活動原則） 第4条　〔略〕 2　前項に定める役割を担うため、議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）　〔略〕 <u>（2）</u> 〔略〕 （ <u>意見交換会及び議会報告会</u> ） 第8条　議会は、市政の課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する <u>意見交換会並びに市民に議会の活動状況を報告する議会報告会</u> を開催するものとする。 （議員間の討議） 第10条　〔略〕

2 [略] （調査機関） 第20条 [略]	2 [略] <u>3 議会は、把握した市民の意見をもとに、議員相互の自由な 討議を推進し、市政の課題に対する論点及び争点を明らかに するよう努めなければならない。</u> （調査機関） 第20条 [略] （災害時の対応） <u>第21条 議会及び議員は、大規模災害の発生時（以下「災害時 」という。）において、市民の生命、身体及び財産を保護し 、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速 かつ機動的な対応を図るものとする。</u> <u>2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に 定める。</u> （検証及び見直し） <u>第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかを検証し 、必要に応じて見直しを行うものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 28 日 提出